

No	1	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の考え方が浸透していない。施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。			市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態	
中長期方針	市民に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する（目標参加者数300人）。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する（目標参加者数500人）。 ③民間事業者に対する働きかけを行う。 ④障がい種別ごとの特性・配慮その他市民に知ってもらいたいことをまとめた障がい理解ハンドブックを作成する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	49,000円	内容	当事者講師団講師料49,000円	
	①当事者講師団等による啓発活動 → 5回開催、参加者数 約266人 ・自治会研修会 1回（浜町1区自治会）、参加者 約20人 ・市職員研修 5回（非常勤、新採用）、参加者 115人 ・オリンピック・パラリンピック等経済界協議会主催のバリアフリーマップ作成に伴う研修会 参加者45人 ・民生委員研修会 2回 8/31第1ブロック（西、南、浜脇） 参加者 約50名 ・ 10/29第5ブロック（鶴見、南立石、東山） 参加者 約30人 ・タクシー協会（市内6事業所で構成）管理職への研修 参加者 6人 ②市民活動団体と別府市社会福祉協議会との協働による啓発活動 → 幼稚園・小中学校対象に実施。11校、延べ約1,080人 ・1幼稚園（明星幼稚園）、9小学校（亀川小、石垣小（2回）、境川小、南立石小、上人小、大平山小、春木川小、山の手小）、1中学校（中部中）にて、障がい当事者等が講師となり訪問ワークショップを実施した。 ③民間事業者に対する働きかけ → タクシー協会（市内6事業所の管理職）への研修1回 参加者 6人 ④障がい理解ハンドブックの作成 → 「ともに生きる配慮マニュアル」を作成し、関係機関へ配布するとともに、ホームページに掲載した。				
内部評価	困難度	①講師団等による啓発活動では、受入団体の開拓が、②今年度から別府市社会福祉協議会も加わり、3者となったことで、情報共有等が複雑となった③民間事業者に対しては、受入団体の開拓及び目的に対する効果的な研修等活動方法の検討が困難であった。			
	達成度	①は、目標数値を下回った（目標300→266人）。②については計画を達成できた。（目標500人→1,080人）③については、民間事業者初となる研修活動となった。④計画を達成できた。			
	総合	A	内部評価のポイント	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成しているため。	
今後の取組	①講師団等による啓発活動については、自治会、民生委員、未実施の市職員等を対象に実施する。 ②民間事業者への働きかけについては、引き続き実施する。 ③幼稚園児・小中学生に対する啓発活動は民間団体、別府市社会福祉協議会と連携し実施する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	・民生・児童委員への周知。 ・民間に対する啓発が進まない。				
助言等	・学校へも継続した活動を。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	民間事業者に対する研修が実施できるよう、積極的な働きかけを行っていく。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	①当事者で構成する講師団等により市民対象の研修会を開催する（目標参加者数200人）。 ②幼稚園・小中学校で訪問ワークショップを実施する（目標参加者数800人）。 ③基幹相談支援センターの啓発活動を通じて民間事業者に対する研修会を開催する。	
修正後		

No	2	分類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解できるよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ともに生きる条例制定以前には、職員が障がい理解を深める研修等の場がなかった。条例が施行された平成26年度からは、職員研修を開催し、平成29年度までに主事・事務員級以上の職員を対象として実施している。		市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態		
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	49,000円	内容	当事者講師団講師料49,000円
	以下のとおり、職員研修を実施した。 ・非常勤職員研修 4回、参加者 105人 ・新採用職員研修 1回、参加者 10人			
内部評価	困難度			
	達成度	新採用職員、非常勤職員、また昨年度までの研修に公務の都合等で出席できなかった職員も対象に研修を実施したため、計画を達成している。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成しているため。
今後の取組	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。			

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	管理職、新採用職員研修の研修を重ねている。				
助言等	体験メニューのバリエーションを増やしたら良いのでは。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	体験メニューの内容拡張を検討したい。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	新採用職員、非常勤職員その他これまで研修を受講していない職員を対象として研修を実施する。	
修正後		

No	3	分類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいとは身近なものではなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態			各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態	
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	
	①県立支援学校との交流(居住地交流も含む) 6校 ②関係機関との連携 ・学校訪問ワークショップ事業による交流活動 8校 ・太陽の家への見学・体験活動・交流 1校 ・障がい者スポーツ体験会 3校 ・事業所等での活動 3校 ③地域の方々との交流 9校 ・老人会、小さい友だち ④教職員研修 ・校内研修 22校 主な資料・内容「合理的配慮の提供」、色覚異常、LGBT、ユニバーサルデザイン、ハンセン病について等			
内部評価	困難度	県立学校との交流は、校区に特別支援学校や支援学校生徒がいない場合は困難である。		
	達成度	児童生徒が障がいを身近なものと感じ、理解を深めるため、関係機関と連携した取組が充実してきた。教職員研修では、発達障がいに対する理解が深まり、児童生徒への支援や対応について多くの知識を得ることができた。各学校の取組数が昨年度より増加している。(12件→30件)		
	総合	A	内部評価のポイント	各学校で障がいに対する理解を深める教育が進んでいるため。
今後の取組	障がいへの理解を深めるために、交流や体験活動を取り入れた学習活動を一層推進するとともに、教職員研修の一層の充実を図る。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・昨年度の助言に対しての効果がない。 ・困難度の考え方がどうなのか。 ・取組が充実したとあるが、その内容がわからない。				
助言等	・学校名が見えない(ダブリがあるのでは)。 ・機会がある学校とない学校があるのでは。 ・親世代の広がりが欲しい。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>○現在の取り組みの充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互理解を深めるための人権教育を推進する。 ・域内の特別支援学校や校内設置の特別支援学級との積極的な交流を図り、相互理解を深めるようにする。 ・教職員の障がいに対する正しい理解と適切な対応を習得するような研修会を実施する。 ・各学校では、道徳科等において障がいに対する理解を図る学習を教育課程に位置づけ、学習指導の充実を図る。 	

プラン変更の 要否	否	
修正前	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施する。	
修正後		

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	障がいのある方が受け取り易い情報提供方法を検討するとともに、必要な措置を講ずる。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	地域生活支援拠点等の整備における課題解決に向け、具体的対応策を検討するとともに、障がいのある人にとって必要な情報の提供方法を検討し、提供を行う。	
修正後		

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮（相談支援体制の整備）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	各種相談窓口をつなぐ体制などが十分でない。			相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態	
中長期方針	相談支援体制の整備を行う。				
年度計画	障害者総合支援法の付帯決議により、今年度から地域生活支援拠点を整備し、関係機関との連携を深め相談支援体制の充実を図る。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター	
	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて拠点整備及びコーディネーターの機能強化、ライフステージに対応する中長期的視点に立った継続支援を実施した。具体的には、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を強化し面的に連携した。委託相談支援事業所（4ヶ所）に専門性の高いコーディネーターを配置し、夜間や休日も含めた24時間体制で、サービス提供の総合調整を図った。				
内部評価	困難度	予算の確保			
	達成度				
	総合	A	内部評価のポイント	予算を確保し、基幹相談支援センター（4ヶ所）と委託契約を締結した。	
今後の取組	基幹相談支援センターの役割の周知				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	・③⑤は今後の課題として残っている。 ・関係機関へ周知出来たのではないかと。如何にして一般市民への周知を行うのか。				
助言等	・スピーディーな連携が必要。 ・コーディネーターとしての役割等、地域への周知。 ・進捗状況の評価に基づく次年度の計画策定。（評価項目を作成する。）				

評価結果をふまえた対応

<p>対応する 時期</p>	<p>来年度以降</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>③の解決には、既存施設の利用又は新規施設整備の必要がある。長期的な対応が必要となるが新規施設建設等の事業者へは市の施策方針を説明し理解を求める。 ⑤の対策は、地域体制の構築には地域住民との連携が欠かせないため自治会及び民生委員との連携を構築する。</p>	

<p>プラン変更の 要否</p>	<p>否</p>	
<p>修正前</p>	<p>市内の障害福祉サービス事業所及び地域包括支援センター職員を対象に、基幹相談支援センター設置の報告及びその役割についての研修を実施する。</p>	
<p>修正後</p>		

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的な 対応	市内の障害福祉サービス従事者を対象に、①ともに生きる条例②障害者虐待防止法③自立支援協議会④基幹相談支援センターに係る研修会を実施する。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	市障害者自立支援協議会地域生活支援部会における議論を参考に、引き続き障害福祉に携わる職員の能力向上を図る仕組みについて検討し、方向を定める。	
修正後		

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮（情報機器活用、情報提供）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項	市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	日常生活用具給付事業など情報通信機器活用制度は存在するが、ニーズに十分に応えられているとはいえず、また障がいの特性に配慮した情報提供方法が十分にとられているとはいえない状態		ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	情報機器活用を促進し、及び障がいの特性に配慮した情報提供を行う。				
年度計画	情報機器活用について、市内一円に設置されている「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所について平成28年度に行った調査をもとに視覚障がい当事者や、支援者への周知を引き続き行っていく。また、市報（ホームページ）の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策を引き続き検討する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	①情報機器活用について、市内一円に設置されている「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所について一覧表にし、市役所障害福祉課窓口を設置し、市内相談支援事業所に配布した。 ②市報（ホームページ）の閲覧の際、文字から音声に変換するソフトの十分な情報取得が出来ない状況の解決策については、どのような形式で掲載するのがわかりやすく、使いやすいのかを当事者に都度、聞き取りを行い、現在も情報推進課と協議中である。	
	内部評価	困難度	ホームページの変更等、情報推進課との調整協議が必要なため、困難。		
達成度		「歩行時間延長用信号機用小型送信機」に対応する信号機の設置場所の一覧表を配布までできたが、ホームページの見直し等、他課との協議が必要な物について、達成が出来ていない状況。			
総合		B	内部評価のポイント	懸案事項であったものの1つは達成できたため。	
今後の取組	ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係) についてIPトーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ 今後の展開 ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・成果は見えた。（一覧表） ・当事者の声を聞いているがその具体例もあとが良い。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組についても来年の動きが見えている。（1歩前進している。） ・当事者への聞き取りの内容を詳細に出した方が良い。（何人から聞いたのか、内容の具体例等） 				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的な 対応	ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係) について I P トーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	日常生活用具についての現在出ている要望と平成 2 8 年度のニーズ調査を含めて総合的に検討し、順次回答をしていく。また、ホームページの情報の一部(まずは障害福祉課関係) について I P トーク等に対応できる閲覧しやすい掲載方法を検討する。	
修正後		

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮（社会資源の充実）	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	現行制度では、重度障がいのある人が生活するための支援制度が十分とはいえず、また社会資源についてもさらなる整備の余地がある。			重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態	
中長期方針	社会資源を充実させる。				
年度計画	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講ずることで、社会資源を充実させていく。平成30年度からは、現、委託相談支援事業所（4ヶ所）を地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして機能を充実させ、さらなる社会資源の開発、改善に努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター
	別府市障害者自立支援協議会の各部会において、「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策の協議を重ねた。また、委託相談支援事業所（4ヶ所）について、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての役割を委託した。また、共同生活援助事業所が2ヶ所増、生活介護施設が2ヶ所増、地域移行支援事業所が2ヶ所増、就労継続支援A型事業所が2ヶ所増、就労継続支援B型事業所が7ヶ所増、短期入所事業所が1ヶ所増となった。			
内部評価	困難度	予算の確保		
	達成度			
	総合	A	内部評価のポイント	予算を確保し、基幹相談支援センター（4ヶ所）と委託契約を締結した。
今後の取組	社会資源の周知			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	・重度障がいのある人向けの社会資源の充実は出来ていない。				
助言等	・事業所の増減を把握し、分析する必要がある。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的 な対応	長期的な視野に基づくと、事業所の過剰な細分化は利用阻害にもなりえるためバランス感覚が必要であり、市場調査が必要となる。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	「親亡き後等の問題解決策検討結果報告書」に記載されている問題点に対する解決策を講じることで、社会資源を充実させていく。平成30年度に設置した基幹相談支援センターの機能をさらに高め、社会資源の充実に繋げる。	
修正後		

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮（道路整備）	担当課等	都市整備課□ 道路河川課□
条文	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態			障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態（歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない）が解消された状態	
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	(都市整備課) 歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものである。 (道路河川課) 障がいのある人から寄せられた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	(都市整備課)	経費(概ね)	¥44,755,200	内容	今年度の鉄道南北1号線道路整備工事に掛かった全金額
	鉄道南北1号線道路整備工事における施工による目標達成。 ・歩道整備 L=286.6m ・点字ブロック整備 L=384.85m				
実施した内容	(道路河川課)	経費(概ね)	¥9,864,720	内容	今年度の歩道等整備を含む道路整備工事に掛かった全金額
	・平板ブロックによるガタツキ、段差のある歩道のアスファルト舗装への改修 L = 132.7m ・狭隘な歩道を撤去し、カラー舗装化による歩道部分の拡幅 L=66.3m ・交差点横断箇所の歩道段差解消 N = 8箇所				
内部評価	困難度	(都市整備課) 施工箇所の利用者が多く、施工期間中は利用者の安全確保等を行うのに苦慮した。		(道路河川課) 車の乗り入れ箇所など、沿線の利用者に不便をかけないように調整しながら施工するのに苦慮した。	
	達成度	利用の妨げとなる状態から、すべての利用者が利用しやすいようにした。また、点字ブロックの設置により、視覚障がい者の方にも配慮した構造となった。		歩道のガタツキ、段差の解消により、利用者が安全に通行できるようになった。また、歩道を拡幅したことにより、以前は車イスの通行ができなかった箇所が、通行できるようになった。	
	総合	A	内部評価のポイント	都市整備課	A 限られている予算内で、利用の妨げとなっている状態を解消する事ができ、利用者の方が通行しやすい道路環境が整備された。
				道路河川課	A 歩道の構造自体を改善することで、新たな利用者も含め、安全に通行できるように整備できた。
今後の取組	(都市整備課) 道路整備工事においては、引続き事業の必要性及び事業効果等の検証を行いながら、道路環境の整備を進めていく。 (道路河川課) 障がいのある人からの意見を参考に、障害のある人の目線に立ち、より安全に利用しやすい道路環境となるように修繕していく。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・工事については毎年改善していただいている。 ・昨年の助言にある当事者の意見について、どうなったのか。				
助言等	・工事内容は具体的だが、障がい者からの意見はどんなものがあったのか分からない。 ・当事者の検証は行ったのか。 ・周知方法（どのようにバリアーを改善したのか）の検討。 ・当事者部会の活用。				

評価結果をふまえた対応

<p>対応する 時期</p>	<p>今年度中</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>(都市整備課) 工事設計段階で意見及び要望の確認をし可能な限り取り入れることにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインという視点で整備を行っていく。 また、施工完了後は、当事者に安全安心に利用できているかの聞き取りを行う。</p> <p>(道路河川課) 現在、FixMyStreetの広報手段として、本アプリの概要やインストール方法などを別府市公式ホームページで常時掲載しており、また、市報でも随時掲載しているが、さらなる周知を図るため、メディアや新聞などの活用を検討する。</p>	

<p>プラン変更の 要否</p>	<p>否</p>	
<p>修正前</p>	<p>(都市整備課) 歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・舗装構成など)については障がいのある人に配慮したものとする。 (道路河川課) 障がいのある人から寄せられてきた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行う。</p>	
<p>修正後</p>		

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮（住宅確保）	担当課等	建築指導課□	障害福祉課
条文	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	市営住宅については、平成19年度に西別府住宅B棟に3戸、平成23年度に西別府住宅C棟に3戸新たに車いす対応住戸を整備し、市営住宅全体で26戸整備しているが、市営、民間とも車いすに対応した住戸が不足している状態			ニーズを満たすだけの住戸がある状態		
中長期方針	市営住宅については、建替え・新築の際には車いす対応住戸を確保する。 民間共同住宅については、必要とされるだけの住宅が整備されるよう支援策を講ずる。					
年度計画	(建築指導課) 平成30年度については、建替えや新築の予定はない。今後、10年以内に老朽化住宅の建替を計画する。別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた、車いすに対応した住宅の供給目標40戸を達成できるよう、今後、建替えや新築の際に整備を行う。 (障害福祉課) 民間共同住宅に関しての問い合わせがあった場合には、適切な窓口につなげる。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(建築指導課)	経費(概ね)	22,785,000円	内容	調査、設計、入居者移転支援業務
	亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替事業を実施するため、入札を実施。平成30年12月14日に議会の議決を得て、(株)別府湯けむり住宅と契約を締結した。平成33年度(2021年度)供用開始に向けて事業を進めていく。この建替えにより、車いす対応住戸24戸を整備し、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指す。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	あんしん住宅情報提供システムを周知
	あんしん住宅情報提供システムを周知				
内部評価	困難度	(建築指導課) 築年数の古い既存住宅の規格・基準では、車いす対応住宅への対応は大規模な改修が必要であり、予算等の問題から現実的には難しい。また、亀川住宅についても、関係団体と協議を行っているが、要望すべてに応えることは、予算等の問題から難しいところがある。			(障害福祉課) 住宅確保に関しては、そのほとんどが事業者との契約になるため、その状況がつかめない。
	達成度	老朽化住宅の建替えに向けて事業を進めており、計画を達成することができた。			民間事業者からの住宅改造に関する相談自体がないため、効率的な周知方法がない状態。
総合	A	内部評価のポイント	建築指導課	A	車いす対応住戸の供給目標達成に向けて、事業を進めている。
			障害福祉課	A	指標がないため評価自体が困難
今後の取組	(建築指導課) 平成33年度(2021年度)供用開始に向けて、事業を進めていく。 (障害福祉課) 情報の周知方法の構築を図る。				

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応の24棟以外については「ニーズを満たすだけの住戸」とはいえない。 ・車いす利用以外の障がい者への対応が見えてこない。 ・市営住宅立替については評価できる。 ・あんしん住宅情報提供システムに目をつけたのは良いが周知はできていないのではないかな。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の住宅支援部会とあんしん住宅情報提供システムについて協議できるのではないかな。 ・民間共同住宅について、具体的な提案・支援策を講ずるべきではないかな。 ・目標が曖昧で、ニーズが何かわからない。 				

評価結果をふまえた対応

<p>対応する 時期</p>	<p>今年度中</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>(建築指導課) 亀川地区市営住宅集約建替事業については、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大分県福祉のまちづくり条例」などのユニバーサルデザインの考え方に配慮しています。また、平成30年12月21日に「別府市身体障害者福祉団体協議会」、「別府市肢体障害者福祉協会」、「大分県聴覚障害者協会」、「別府市聴覚障害者協会」、「別府市視覚障害者協会」の代表者の方と施工業者を交え協議を行いました。さらに関係団体と協議する場を設け、車いす利用以外の障がい者への対応についても協議を行う予定です。</p> <p>(障害福祉課) 情報の発信及び窓口の紹介が重要であるため、指標等の設定不可</p>	

<p>プラン変更の 要否</p>	<p>否</p>	
<p>修正前</p>	<p>(建築指導課)平成30年度(2018年度)から平成33年度(2021年度)にかけて、亀川住宅・内竈住宅・浜田住宅の3住宅の集約建替え事業を実施。この建替えにより、車いす対応住戸24戸の整備を行い、別府市公営住宅等長寿命化計画で定めた供給目標40戸の達成を目指して事業を進めていく。</p> <p>(障害福祉課) 居住支援協議会等の住宅セーフティネット関連の情報周知に努める。</p>	
<p>修正後</p>		

No	11	分類	生活環境に関する合理的配慮（保証人制度の整備）	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	賃貸借契約の際に保証人を求められるケースが多く、保証人を立てられない障がいのある人が契約を締結できない場合がある。			保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態	
中長期方針	民間住宅を賃借する際の保証人制度に関する支援策を実施する。				
年度計画	大分県居住支援協議会による支援制度の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県居住支援協議会の支援制度を注視するとともに、制度周知を行った。 ・「住宅セーフティネット」制度に関するパンフレット（オーナー向け、利用者向け）を市内、賃貸不動産物件取り扱い業者及び各相談支援事業所に送付するとともに、窓口近くに設置した。 ・宅建業者・管理業者・家主向けの「障がいのある人への配慮に関するチラシ」を窓口近くに設置した。 ・窓口で配布する平成30年度版の「障がい福祉ガイドブック」に、大分県居住支援協議会の連絡先を掲載。 			
内部評価	困難度			
	達成度	昨年度の外部評価の助言に基づき、各不動産業者への周知を行った。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成できたため。
今後の取組	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。			

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する評価はAではないのではないか。 ・相談窓口について解決されていない。 ・家賃債務保証制度は家賃が滞った時に支援するものであり、保証人の整備とは別ではないか。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の居住支援協議会と困窮、高齢と併せてこの問題に対応してはどうか。 				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	県居住支援協議会の動向を注視し、必要に応じた支援策を講ずる。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	住宅セーフティネット制度や家賃債務保証制度等の周知を行うとともに、問い合わせに対して適切な相談窓口を案内する。	
修正後		

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮（公共的施設の設備の確保）	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。			市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。				
年度計画	市障害者自立支援協議会当事者部会からの意見を参考にするとともに、広く障がい当事者の意見を取り入れる仕組みづくりについて検討する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）		内容	
		0円		
<ul style="list-style-type: none"> 市障害者自立支援協議会当事者部会で、市の施設に対する意見を収集した。 市障害者自立支援協議会当事者部会のまちあるき活動で、公共施設等の現地調査をし、市の管轄する施設等について、担当課に改善等の要望をした。 平成30年6月14日：別府駅から野口ふれあい交流センターまでの公道等 平成30年8月16日：別府市コミュニティーセンター 公共施設における意見を幅広く取り入れるために、意見募集コーナーをホームページ上に設置した。 				
内部評価	困難度			
	達成度	意見募集コーナーをホームページ上に開設したことで、幅広く意見を取り入れることが可能となった。		
	総合	A	内部評価のポイント	計画を達成することが出来たため。
今後の取組	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。			

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> HP開設は評価できる。 広く意見を取り入れる仕組みは出来たが、その周知は出来ていない。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> 今後意見が多く出来るように当事者部会の意見を取り入れる。 前年度の意見（幅広く意見を取り入れるための用紙等を作成し、障害者施設等へ設置すると良いのではないか）を反映して欲しい。 				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	意見募集用紙を障害者支援施設等にも設置できるよう働きかけを行いたい。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	市障害者自立支援協議会当事者部会の意見や市ホームページ上の意見募集等を通じて必要な情報を収集し、今後の施設整備の参考とする。	
修正後		

No	13	分類	生活環境に関する合理的配慮（公共交通機関の利用の円滑化）	担当課等	総合政策課
条文	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数が少ないなど、障がいのある人が必要なときに利用できる状態とはいえないのが現状である。			バスやタクシーなど十分な台数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態	
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資するような輸送サービスを改善できるような環境づくり等を行う。				
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員から交通弱者のニーズ把握を行い、各交通事業者との共通理解のもと、乗務員等の意識改革及び輸送体制の整備に努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費（概ね）	0円	内容	○平成30年8月21日に開催した別府市公共交通活性化協議会において、協議会委員である福祉保健部長から交通事業者に向けた研修実施の依頼を行なった。 交通事業者のうち、別府市タクシー協会から研修実施の要請があり、市内6事業所の管理職を対象とした基幹相談支援センターによる研修を平成30年11月1日に実施した。 ○ノンステップバスの及びリフト付（UD）タクシーの導入について、交通事業者に引き続き要請を行なった。									
	内部評価	<table border="1"> <tr> <td>困難度</td> <td colspan="2">ノンステップバスやリフト付き（UD）タクシーの導入については、交通事業者の車両入れ替えのタイミングや経営方針によるため、すぐに車両購入にはつながらない状況。</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td colspan="2">ソフト面は達成できたが、ハード面は達成出来ていない。</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>B</td> <td>内部評価のポイント</td> </tr> </table>	困難度	ノンステップバスやリフト付き（UD）タクシーの導入については、交通事業者の車両入れ替えのタイミングや経営方針によるため、すぐに車両購入にはつながらない状況。		達成度	ソフト面は達成できたが、ハード面は達成出来ていない。		総合	B	内部評価のポイント	交通事業者に向けた研修の実施ができ、意識改革の面では前進した。	
困難度	ノンステップバスやリフト付き（UD）タクシーの導入については、交通事業者の車両入れ替えのタイミングや経営方針によるため、すぐに車両購入にはつながらない状況。												
達成度	ソフト面は達成できたが、ハード面は達成出来ていない。												
総合	B	内部評価のポイント											
今後の取組	<p>今後も引き続き交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者等との共通理解のもと、輸送サービスの改善に向け、ハード面、ソフト面共に進めて行く。</p> <p>ハード面では、交通事業者のバリアフリー車両の台数把握を行い、ソフト面では引き続き交通事業者に向けた研修の実施の依頼を行なう。</p>												

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を受けて考え方の変化が見えない。 ・ニーズ把握は行っているのか。（ニーズが分からない） ・利用者の声が聞こえない。 				
助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーだけでなく、バス・JR等にも展開を。 ・現在も時間的な事もあるのか、運転手が不機嫌な顔をしたりすることがあるので、まだ考え方が浸透していないのではないか。 乗務員全てが対応出来るスキルとして持って欲しい。（対応や介助） ・研修は1日限りとならない様に。 				

評価結果をふまえた対応

<p>対応する 時期</p>	<p>今年度中</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>研修の実施については引き続き、タクシー、バス、J R に対して働きかけを行ない、理解を深めていきたい。 利用者のニーズ把握については、来年度、別府市地域公共交通網形成計画の見直しを行なう中でアンケートや乗込み調査等の実態調査を実施したいと考えている。 また、随時、別府市公共交通活性化協議会の中でも、障がい者団体代表委員を通して、利用者のニーズ等について情報共有を行なっていきたい。</p>	

<p>プラン変更の 要否</p>	<p>否</p>	
<p>修正前</p>	<p>別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。 また、交通事業者のバリアフリー対応車両の保有台数及び導入計画等を調査するとともに、国庫補助事業メニューを周知し、より良い輸送サービスを実現する。</p>	
<p>修正後</p>		

No	14	分類	防災に関する合理的配慮（防災に関する計画）	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	避難行動要支援者名簿を作成した。また、名簿掲載者のうち同意をいただいている人の個別支援計画は作成済み。		 地域防災計画に障がいのある人への配慮について定める。		
中長期方針	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。				
年度計画	避難行動要支援者名簿登録については、新規対象者の登録を行うと同時に個別防災計画の策定を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	2,034,396円	内容	簡易ベット(117式)、ひなんルーム(117式)、マット(117式)	
	福祉保健部内の福祉専門職員及び福祉系資格取得者、福祉避難所、相談支援事業所を対象とした、災害時要配慮者等支援研修(福祉難所へのトリアージ)を実施し、初動体制の構築を図った。 また、県の補助事業を利用して福祉避難所(10カ所)に備蓄物資を購入した。 避難行動要支援者名簿及び個別支援計画に関しては、新たに福祉保健部内での重要事項として課を横断し、対象者を月次の最新データで管理する体制の構築を図った。				
内部評価	困難度	避難行動要支援者名簿の名簿掲載者の個別支援計画を地域主体で策定していく方針であるが、地域での結びつきの強弱があるため、一律には進行しない。			
	達成度	備蓄物資に関しては予定通りに購入・配置が完了。 避難行動要支援者名簿の配布に関しても完了。			
	総合	A	内部評価のポイント	計画の遂行自体は順調である。	
今後の取組	毎年度定期業務として、名簿等の内容更新を行い最新情報として避難支援等関係者に配布する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・進んでいる。				
助言等	・他課との連携を取って進めてもらいたい。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	引き続き避難行動要支援者名簿の説明を自主防災会及び民生委員に行っていく。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	避難行動要支援者システムの運用に関するルーティンを確立し、個別支援計画の作成を順次行う。	
修正後		

No	15	分類	防災に関する合理的配慮（減災の仕組みづくり）	担当課等	障害福祉課
条文	第12条第2項		市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。		
現状と目標	(現状)		(目標)		
	障がいのある人やその家族にとって必要とされる災害時の援護の体制が十分でない。			地域の住民・社会資源と結びつき、援護につながる体制ができている。	
中長期方針	障がいのある人やその家族に対し減災・防災に向けた意識啓発を行い、及び援護体制の整備を行う。				
年度計画	減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）		内容		
			0円		
防災・減災には自助が非常に重要であるため、その意識付けとして障害手帳の申請及び相談者に対して障がい福祉ガイドブックを配布しているが、そのガイドブックに防災啓発マニュアルを合冊し該当者にすべからく配布した。社会福祉法人との福祉避難所協定締結を働きかけ、今年度12法人・13施設・受入可能人数92名と協定締結に至り、市内での福祉避難所を29法人・33施設・受入可能人数324名とした。					
内部評価	困難度	防災に対する意識を持続させることは非常に難しく、平準的な啓発の機会の確保が困難である。			
	達成度	ガイドブックを受取った人は、言い換えると障害手帳の所持者であるためすべての障がい者又は家族に啓発マニュアルは行き届いている。			
	総合	A	内部評価のポイント	手交は周知手段としてはアナログ的であるが、必ず対象者には行き届いている。	
今後の取組	障がい福祉ガイドブックに合冊する方式を維持し、啓発内容のブラッシュアップを図っていく。更なる、福祉避難所協定締結施設を開拓する。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由					
助言等	・同時進行で共同でBCPを進めて欲しい。				

評価結果をふまえた対応

<p>対応する 時期</p>	<p>今年度中</p>	
<p>具体的 な対応</p>	<p>引き続き福祉避難所協定締結施設開拓に向け取り組む。</p>	

<p>プラン変更の 要否</p>	<p>否</p>	
<p>修正前</p>	<p>減災・防災に向けた意識啓発を促す防災マニュアルを障がい福祉ガイドブックに合冊し、特に3障がい新規手帳取得者に対して広く周知を行う。 福祉避難所となり得る施設の検討を行う。</p>	
<p>修正後</p>		

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	平成26年度に身体障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。		障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態		
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)		内容		
		0円			
実施した内容	<p>平成30年度は、7月と10月に職員採用試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市Facebookを通じて、広報を行い、併せて、就職活動者向けのインターネットサイトに採用試験の実施情報を掲載し、広く申込者を募った。</p> <p>また、10月の職員採用試験では、障がいを持った方を対象にした試験を実施した。その際、障害福祉課を通じて、メールで試験実施の案内を行った。</p> <p>この試験では、3名の申込みがあり、受験生の申出により、拡大鏡の持ち込みの許可、試験問題及び回答用紙の文字の拡大等を行った。点字での受験もできるようにしていたが、点字受験を希望する方はいなかった。</p>				
内部評価	困難度				
	達成度	広報や採用試験時の合理的配慮は達成できたが、就労環境の整備については、着手できていない。			
	総合	B	内部評価のポイント	計画を概ね達成したため。	
今後の取組	<p>広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携を取りながら進めていきたい。</p> <p>就労環境の整備については、各職場が抱える問題点を整理することから始めていく。</p>				

外部評価					
評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・法定雇用率を達成後、どこまで障がい者の雇用拡大を進めるのか。				
助言等	・仕事の切りだし等を行ってみては。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的 な対応	引き続き、採用試験において、障害福祉課と連携した広報、試験の際の合理的配慮を実施する。 (H30年度は障がい者の相談支援事業メーリングリストを活用し、広報を行った。) 就労環境の整備については、各職場が抱える問題点を整理していく。 (現在までに、市民課の執務室内を車椅子で通れるように通路幅を確保したり、GF, 1Fのトイレのユニバーサルデザイン化(便座の洋式化、ウォシュレット設置)などを行っている。)

プラン変更の 要否	否
修正前	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。
修正後	

No	17	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に並び、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	希望と適性に並び就労を行うことができない人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に並び一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度計画	前年に引き続き、医療機関に福祉的就労の制度の概要を知ってもらうため、周知を行う。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	経費(概ね)	0円	内容	障害者自立支援協議会就労部会において、医療機関受診者で、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に、B型事業所を含む就労支援事業所の活動内容に関する情報をまとめた冊子を作成し、医師会を通じて、市内精神科(9ヶ所)に送付するとともに、同内容をホームページに掲載した。	
	内部評価	困難度	事業所数が増加しており、なかなか情報が集まらなかった。		
	達成度	精神科の医療機関へ就労支援事業所の情報提供を行うことができた。			
	総合	A	内部評価のポイント	計画を概ね達成できた。	
今後の取組	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引き続き行っていく。				

外部評価

評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	・情報が良くまとめられているが、福祉サービスの周知は出来ていない。 ・病院に配っても、利用につなげていくのではないかと。				
助言等	・福祉サービスの具体的内容を、より周知した方が良いのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的 な対応	ホームページに掲載している就労支援事業所一覧を随時修正している。 今後、一覧に就労支援サービスの対象者について具体的に掲載をする予定とする。

プラン変更の 要否	否
修正前	一般就労を希望した際に、どのような課題が生じるのかを把握し、事例について検討を行う。 医療機関等への周知は前年に引続き行っていく。
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮（雇用創出の促進）	担当課等	職員課	障害福祉課
条文	第13条第3項		市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態		
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。					
年度計画	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。					

実施結果及び自己評価						
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	障がい者の方を対象にした職員採用試験を実施したが、採用には結びつかなかった。	
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	実施できていない。	
内部評価	困難度	(職員課)		(障害福祉課) 通常事務が多く計画実行にまで手がまわらない。		
	達成度	採用の機会を設けることはできたが、採用には結びつかなかった。		実施できていない。		
	総合	C	内部評価のポイント	職員課	B	採用試験を実施したが、雇用にはつながっていない。
				障害福祉課	C	実施できていない。
今後の取組	(職員課) 雇用の場を確保するため、採用試験の実施に向けて取り組む。 (障害福祉課) 実施できなかった市内の障がい者雇用の状況を把握し、雇用の可能性を探るため、企業の障がい者雇用に対する考え等を収集する。					

外部評価						
評価	C	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()			
評価の理由	・実施できていない。					
助言等	・専門の職員を配置してはどうか。 ・中長期方針の見直し ・採用後、足りない物等の検討が必要ではないか。					

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的 な対応	引き続き、障がい者の方を対象とした採用試験を実施していく予定。 ※地方公務員法の改正により、令和元年12月14日以降に実施する職員採用試験においては、成年被後見人又は被保佐人についても、受験が可能となる。

プラン変更の 要否	否
修正前	(職員課) 障がいのある人のための、新たな雇用の場の確保を検討するものとする。 (障害福祉課) 障がいのある方を雇用する際の支援制度について周知を行う。
修正後	

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	来年度以降	
具体的な 対応	アンケートの結果を踏まえて、受診時の交通手段の支援等も含めたニーズの把握に努め、医療分野での合理的配慮の推進のため検討を進める。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	平成27年度および平成29年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケート結果を踏まえ、医療機関において求められる合理的配慮について引き続き検討を進める。	
修正後		

No	20	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（緊急事態の際の対応の確立）	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	精神障がいのある人には「大分県精神科救急電話相談センター」が相談窓口となり、同センターについては障害福祉課で周知を行っている。		常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態		
中長期方針	緊急事態の際の対応の確立				
年度計画	平成30年度からは、現、委託相談支援事業所（4ヶ所）を、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして機能を充実させ、各事業所で夜間や休日も含めた24時間体制の支援づくりをし、緊急事態の際の対応を整備する。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費（概ね）	10,800千円	内容	基幹相談支援センターへの委託料 2,700千円×4センター 法定外短期入所委託料189千円	
	委託相談支援事業所（4ヶ所）を、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとしての機能を充実させ、各事業所で夜間や休日も含めた24時間体制の支援づくりをし、緊急事態の際の対応を整備した。また、虐待等の一時避難の場として1事業所と契約を締結し、2名で18日間の法定外短期入所を実施した。				
内部評価	困難度	予算の確保			
	達成度	計画を達成できた。			
	総合	A	内部評価のポイント	予算を確保し、基幹相談支援センター（4ヶ所）と委託契約を締結した。	
今後の取組	緊急時の際の連絡先の周知				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他（ ）
評価の理由					
助言等	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の際の連絡先の周知が課題。 地域生活支援部会、相談支援連絡会と協議していくべき。 				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	緊急時の際の連絡先については、地域生活支援部会等において効果的な周知方法を検討していきたい。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	基幹相談支援センターでの24時間相談体制を引きつぎ実施する。また、平成30年度に開始した「緊急対応型ショートステイ事業」の委託契約事業者数を増加させる。	
修正後		

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮（保健事業・医療支援の利用円滑化）	担当課等	健康づくり推進課 障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援としては重度障害者医療費助成制度があるが、申請が必要であり、障がいのある人にとって負担となっている。		健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度障害者医療費助成制度は、来庁せずとも助成が受けられる仕組みになっている。		
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度障害者医療費助成制度については、来庁せずに助成が受けられる仕組みを構築する。				
年度計画	<p>(健康づくり推進課) 保健事業(検診や予防接種、健康教室、相談業務)について、障がいのある人への対応方法を、ホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなど様々な手法で、より多くの人達に分かりやすく広報する。</p> <p>(障害福祉課) 重度障害者医療費助成については、平成31年度中に、現在の償還払いから、対象者（またはその家族）が来庁せずに助成を受けられる自動償還へ移行するため、移行に向けた準備及び周知・広報等を行う。</p>				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康づくり推進課)	経費(概ね)	0円	内容	
	①レントゲン車での肺がん検診ができない障がいのある人に対しては、その対応ができる検診実施先を市報等広報することとしている。 ②ケーブルテレビでのお知らせの際には、読み上げとテロップを併用するなどしてより分かりやすくしている。				
内部評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	1,944,000円	内容	
	自動償還払い対応業務に係るシステム改修費 新制度に対応するためのシステム改修が完了し、広報のためのチラシ配布を開始。条例・規則の改正はH 3 1. 3月中に完了予定。				
内部評価	困難度	(健康づくり推進課) より分かりやすく、幅広く広報することが困難であった。		(障害福祉課)	
	達成度	市報にて周知を行っているので、当初の計画は達成できた。		システム改修完了	
	総合	B	内部評価のポイント	健康づくり推進課 B	困難な事情がありつつも、概ね計画を達成しているため。
今後の取組	(健康づくり推進課) 各健診機関で障害に応じた方法を検討、実施されている。引き続き、障がいのある人等配慮を要する人が安心して検診を受けられるよう、検診委託先と情報共有し、市報など多様な方法で周知を行う。				
	(障害福祉課) 新様式の受給者証を2019年7月中に発送予定。今後も新制度内容の周知に努めるとともに、新制度移行後(試行期間含む)は医療機関・薬局等へ受給者証の提示が必須であることの徹底を図る。				

外部評価					
評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 達成度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
評価の理由	(健康づくり推進課) 市報での周知のみしかできていない。 (障害福祉課) 周知はまだ十分ではない。				
助言等	(健康づくり推進課) メーリングリストで支援者向けの情報を共有の検討。 (障害福祉課) メーリングリストだけでは不十分なので、特定相談支援事業所連絡会において説明会開催の検討。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>(健康づくり推進課) 関係者に向けた情報発信が可能か検討を行う。</p> <p>(障害福祉課) 窓口でのチラシを基にした口頭説明、受給者証送付時のチラシ同封、市報べっぴん9月号に掲載予定。</p>	

プラン変更の 要否	否	
修正前	<p>(健康づくり推進課)保健事業（検診や予防接種、健康教室、相談業務）について、障害のある人への対応方法を、市報やホームページなどの広報のほか、関係機関等の協力を得るなどし、わかりやすく広報する。</p> <p>(障害福祉課) 重度医療費助成制度について、来庁せずに助成が受けられる自動償還払が10月受診分より開始する。円滑な制度移行に向けた広報等により周知を図る。</p>	
修正後		

No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮（統合保育・統合教育の実施）	担当課等	子育て支援課	学校教育課
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。				
現状と目標	(現状)			(目標)		
	保育については、保育コーディネーター養成研修に毎年度保育士が参加し、園内研修も実施している。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。			ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態		
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。					
年度計画	(子育て支援課) 引き続き、子育て支援課主催の「障がい児保育全体研修会」を年2回実施する。また、保育コーディネーターを中心とした園内研修も行い、職員全体のスキルアップを図る。 (学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園・小中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。					

実施結果及び自己評価

実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	¥30,000	内容	研修会講師料
	複雑な環境におかれた特別な配慮を要する乳幼児や家庭に対する適切な対処方法や専門機関との連携方法を学ぶため、保育コーディネーター認定保育士の増員を図るとともに、すでに認定を受けている保育士については、フォローアップ研修に参加することで一層の活動の充実を図った。また、市の単独事業として、発達障がいや精神疾患など困難を抱える保護者の援助技術についての全体研修会を実施した。				
内部評価	(学校教育課)	経費(概ね)	57,089,000円	内容	支援員賃金(4~3月分) 決算見込額
	・幼稚園、小・中学校にいきいき支援員を前期(4~9月)は48人、後期(10~3月)は51人を派遣し、特別な支援を必要とする園児児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな指導を行った。 ・支援員を対象とした研修会を2回実施し、支援員のスキルアップを図った。 ○第1回(6月25日) 説明「発達障がい等のある児童生徒との関わり方と支援の在り方」 説明者 学校教育課指導主事 千葉優子 講義「教職員と連携した校内支援体制について」 講師 別府市小学校特別支援教育研究部長 別府市立鶴見小学校長 矢野淳子 ○第2回(12月12日) 講義「子どもの困りの見取り方と発達段階に応じた適切な支援」				
内部評価	困難度	(子育て支援課) 特別な配慮を有する乳幼児や家庭は増えるが、保育士不足のため			(学校教育課) ・増員のための予算確保。 ・人員の確保(支援員希望者の不足)。
	達成度	保育コーディネーター認定保育士の増員とスキルアップを図るとともに、全職員を対象とした研修会及び園内研修を実施して、職員全体の資質向上を図り、保育所の機能強化に繋がった。			今年度予算の運用上の工夫をして、後期に3名配置することができた。
	総合	A	内部評価のポイント	子育て支援課 A 学校教育課 A	保育コーディネーターの養成と活用により、多様な保育サービスを提供できる体制づくりに繋がった。 一人ひとりに応じたきめ細かい指導を行うことにより、学校(園)で安心して生活・学習できるようになってきているため。
今後の取組	(子育て支援課) ・継続して、保育コーディネーターの養成と全職員を対象とした研修会を実施するとともに、保育コーディネーターの地域連絡会の実施に努めたい。 (学校教育課) ・平成31年度も、48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。また、後期の支援員の増員を検討する。 ・平成32年度の支援員増員に向けて予算要求をするとともに、人員確保に努める。				

外部評価

評価	B	改善点	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・連携が見えない。 ・実績が見えない。(コーディネーターが何をしたのか。) ・研修を受けての動きがどうなのか見えない。				
助言等	・必要な児童、支援員の数値を出して欲しい。 ・保育コーディネーターの存在が見えない。 ・支援員は足りているのか。(支援を受けたい児童は増えている。) ・いきいき支援員48人では足りないことが昨年度途中で分かっていることから、次年度当初から不足を見込んだ配置を行うべき。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>(子育て支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各保育所の玄関に保育コーディネーターの存在を周知するためのステッカーを掲示しているが、その役割についても情報誌に掲載したり、保育コーディネーターマップを作成して周知に努める。また、保育コーディネーターの活用について、各保育所やコーディネーター連絡会で協議していく。 <p>(学校教育課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は48名の支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。 支援員の困りや悩みを基に、いきいき支援員研修会の講義内容等を決定し、支援の質の向上を図る。 	

プラン変更の 要否	要	
修正前	<p>(子育て支援課)保育コーディネーターの市内での連携を図り支援体制を整えたい。</p> <p>(学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員 48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園、小・中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。</p>	
修正後	<p>(子育て支援課)・保育コーディネーター(14名)、スーパーバイザー(3名)を中心に統合保育の取組を行っている。今後、保育コーディネーターについては、対象者49名中、50%以上の取得を目指したい。活用については、情報誌等で存在を周知して相談業務へと繋げていきたい。</p> <p>(学校教育課) 幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員 48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人一人に応じたきめ細かな指導を行う。また、「幼稚園、小・中学校いきいきプラン」支援員研修会を年2回開催する。</p>	

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	○昨年度の取り組みを継続する。 ○第1回の特別支援教育コーディネーター研修において、県より講師を招聘し、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の「個別の指導計画の作成と活用」について学習する。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	特別支援教育コーディネーター研修会を実施する。	
修正後		

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	<p>○連携を深めるための具体的方策を協議会の中で協議し、実現可能な複数の方策を明らかにし、実行につなげていく。（教育支援ファイルの活用・個別の教育支援計画・個別の指導計画の面から）</p> <p>○相談支援ファイル「ゆけむりん」の配布先・方法について検討する。</p>	

プラン変更の 要否	否	
修正前	別府市特別支援連携協議会を開催する。	
修正後		

No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	芸術文化については平成30年度に第18回全国障害者芸術・文化祭おおいだ大会が開催されることにより、別府市事業として、アールブリュットの芽ばえ展が開催される。十分な広報を行い、アール・ブリュットの芽ばえ展の中で昨年度まで行っていなかったワークショップの開催などにより内容も更に拡充し、障がい者芸術の支援について推進していく。 スポーツについては、昨年度に引き続き、ポッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催し、スポーツ活動の場の提供、情報提供を行い、スポーツ活動を通し、社会参加の推進を図りたい。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	経費(概ね)	5,441,000円	内容	(芸術文化)・アール・ブリュットの芽ばえ展254,000円・湯にば～さるファッション5,187,000円	
	<p>(芸術文化)①湯にば～さるファッション in べつふ→今年度は国民文化祭事業として内容の充実を図った。オープニングイベントでは「アルケミスト」コンサートを実施。続く第一部では、全国公募による衣装デザイン・製作の審査を通過した県内から7組と沖縄県の高校生の計8組の創意工夫をこらした障がいのある人の衣服が披露された。第2部のファッションと音楽の祭典では、障がいのあるアーティストなどの演奏を交えながら、服飾デザイナー鶴丸礼子氏によってデザインされた衣服を着用し、障がいのある方はもちろん子どもから高齢者まで約40名のモデルが自分の体にあつたユニバーサルデザインの衣装を着てランウェイを歩いた。ファッションショーの後、障がい者と健常者で結成した沖縄の音楽バンド「ケントミファミリー」がコンサートを行った。別府大学沖縄県人会のエイサーとのコラボレーションでは、観客も参加し、会場内が一体となり大いに盛り上がった。観客数は過去最高の363人で立ち見の観客もいた。合理的配慮として、車椅子席、情報保障席の確保、手話通訳、要約筆記の実施なども行った。②別府市アール・ブリュットの芽ばえ展→H30.11.3～9日までゆめタウン別府で別府市近郊の障がいのある人の絵画、書、写真、切り絵などさまざまなジャンルの作品展示を行った。応募作品数は過去最高の189点。合わせて製作過程の映像の放映や、今年度初の試みである障がいのあるアーティストを講師に招いたワークショップを会場内で開催した。ワークショップは障がいのある人もない人も一緒に参加し、大盛況に終わった。会場内も車椅子が十分通行できるスペースを確保し、合理的配慮も行った。また、来場者の投票により、「別府市アール・ブリュットの芽ばえ賞」を設け、入賞作品を福祉まつりで表彰し、その後、別府市役所にて再展示を行った。</p> <p>(スポーツ)引き続き、ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室を委託により開催し、障がいのある人の社会参加の推進を図った。</p>				
内部評価	困難度	(芸術文化) 国民文化祭事業としてのイベントとなり、内容を拡充させたことで、事務量が膨大となった。			
	達成度	(芸術文化) 新聞、テレビなどのメディアや、チラシの配布など十分な広報が出来ていたため、来場者数は大幅に目標を上回っていた。初の試みも含め内容の拡充を十分に図れ、障害者芸術の支援について推進できた。 (スポーツ) ポッチャ、水泳、卓球、バレー教室を委託により開催し、障害がある人の社会参加の推進を図った。			
	総合	A	内部評価のポイント	事務量の増大にも関わらず、内容拡充や広報活動の強化を行い、情報発信が十分に出来たため。	
今後の取組	(芸術文化) 国民文化祭事業のイベントとして内容を拡充し、障害者芸術の推進を図れた。文化祭のレガシーとしてこうした取り組みを継続するため、今後の継続の仕方を実行委員会などと検討をしていく。(スポーツ) ニーズ調査に基づき引き続き、スポーツの教室を委託により開催し、より多くの人が参加できるよう広報活動に力を入れる。				

外部評価					
評価	A	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・充実していた。				
助言等	・継続できることを望む。				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中
具体的 な対応	実行委員会の中で今年度の取組内容を検討する。

プラン変更の 要否	否
修正前	平成30年度国民文化祭/障害者芸術文化祭後の大分県主催地域ミーティングにて、他市町村や支援学校、アート関係者らと連携し、情報交換や今後の取り組みを検討。それに基づき、別府市アール・ブリュットの芽ばえ展の今後の継続の仕方を実行委員会の中で模索し、今年度も開催する予定。また、スポーツについてはニーズ調査に基づきボッチャ、水泳、バレー教室を委託により引き続き開催し、スポーツを通して障がいのある人の社会参加の推進を図る。
修正後	

No	26	分類	親亡き後等の問題の解決	担当課等	障害福祉課
条文	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	親亡き後等の問題の不安を感じている当事者が多く、その不安を軽減する具体的な施策を講じられていない状態		親亡き後等の問題を構成する各課題が解決され、この問題に対する不安が軽減されている状態		
中長期方針	親亡き後等の問題を構成する各課題を解決するための施策を検討し、実行する。				
年度計画	市障害者自立支援協議会での各課題の解決策の検討を踏まえ、施策の実施スケジュールを策定する。				

実施結果及び自己評価

	経費(概ね)	0円	内容
実施した内容	<p>・親亡き後等の問題解決策検討結果報告書に記載された問題解決のための10の施策のうち、</p> <p>①施策1「情報共有シート(通訳ブック)活用の仕組みの構築」について、市内指定特定相談支援事業所へ配布するとともに、ホームページに掲載した。</p> <p>②施策3「障害者支援施設入所者への対応」について、施設入所者の更新申請の聞き取り調査の際、本人から今後の地域移行等の意向を確認し、将来を見据えた支援策を検討する仕組みを構築した。</p> <p>③施策4「就労継続支援B型事業所間の連携強化」については、障害者自立支援協議会就労部会において、医療機関受診者で、障がい福祉サービスに繋がっていない人を、福祉就労等の必要な障がい福祉サービスに繋げることを目的に、B型事業所を含む就労支援事業所の活動内容に関する情報をまとめた冊子を作成し、医師会を通じて、市内精神科(9ヶ所)に送付するとともに、同内容をホームページに掲載した。</p> <p>④施策5「相談支援の拠点の整備」においては、別府市障害者自立支援協議会地域生活支援部会が主体となり、条例の周知、別府市障害者自立支援協議会及び虐待防止の理解を深めることを目的に「平成30年度第1回別府市障害福祉従事者に知ってもらいたい3つの事柄」を開催した。</p>		
内部評価	困難度	論点が数多くあるため、各課題解決のための施策を策定すること自体、検討に時間を要する。	
	達成度	②については、施策の実施スケジュール及び具体的方策が定まった。③については、福祉就労の認知度拡大に繋がった。また、④については、地域生活支援拠点に求められる機能の向上に繋がる取組となった。	
	総合	A	内部評価のポイント 困難な事情がありつつも、計画を概ね達成できたため。
今後の取組	障害者支援施設等に入所している人に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるよう必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。		

外部評価

評価	B	改善点	<input type="checkbox"/> 計画の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 達成度	<input type="checkbox"/> その他 ()
評価の理由	・一定の取組は評価できるが、不安解消には至っていない。				
助言等	<p>・具体的な政策ができるよう継続的な議論が必要。</p> <p>・一定の取組は評価できることから、現状出来ている部分の継続及び延びるような取組が必要である。</p>				

評価結果をふまえた対応

対応する 時期	今年度中	
具体的 な対応	施設職員等の資質向上のために3つの事柄研修を継続するとともに、地域生活支援拠点等の整備における未整備部分を具体化できるよう引き続き検討を行う。	

プラン変更の 要否	否	
修正前	障害者支援施設等の入所者に対して、認定調査の際、今後の意向を確認し、将来安心して地域移行できるよう必要な情報の収集を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備で求められる機能を拡張させ、体制強化に努める。	
修正後		